

第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

所管	総務			局	人事			部	労務			課
項目	6-8			時間外勤務の縮減								
実施内容	時間外勤務にかかる管理職の意識改革・マネジメント力の向上を図り、年間360時間を超える時間外勤務に従事する職員数及び時間外勤務の総時間数を、平成24年度比で5%削減する。											
目標	平成29年度までに年間360時間を超える職員数の5%（平成24年度比較）削減 ※平成24年度実績481人 平成29年度までに時間外勤務の総時間数の5%（平成24年度比較）削減 ※平成24年度実績678,088時間 （平成28年度追記）											
工程	当初予定			26年度	27年度			28年度			29年度	
				・時間外勤務の事前命令の徹底 ・ノー残業デーの取組の徹底 ・研修機会の活用等による意識啓発の徹底								
	進捗状況 （実績・見込）			26年度	27年度			28年度			29年度	
				・時間外勤務の事前命令の徹底等について庁内に通知。（4月） ・ノー残業デーに、管理職による局内巡回を実施。（H27年1月～）			・時間外勤務の事前命令の徹底 ・ノー残業デーの取組の徹底					
				26年度	27年度			28年度			29年度	
				・長時間勤務者がいる所属に対し、ヒアリングを実施。（7月）			前年度の取組内容の検証、改善 ・朝型勤務を試行実施し、16時以降の会議及び17時以降の庁内問合せを原則禁止。（H27・28年 7～8月） ・長時間勤務者がいる所属に対し、ヒアリングを実施。（7～8月、10～11月）			働き方改革プランの実行 ・長時間勤務者がいる所属に対し、ヒアリングを実施。（7～8月、12～1月）		
数値目標	職員数 ※	見込	26年度		27年度			28年度			29年度	
		実績	475人以下		469人以下			463人以下			457人以下	
	時間外勤務時間数 ※	見込	26年度		27年度			28年度			29年度	
		実績	669,612時間		661,136時間			652,660時間			644,184時間	
実績	28年度	・事前命令の徹底について通知するとともに、午後9時以降の時間外勤務を原則禁止する旨、庁内に通知（4月） ・朝型勤務を試行実施するとともに、当該期間中は、16時以降の会議及び17時以降の庁内問合せを原則禁止とした（7～8月） ・長時間勤務者がいる所属に対し、ヒアリングを実施（7～8月・12～1月の2回） ・ノー残業デー（毎週水・金曜日）に、全職員に定時退庁を促すとともに、各局単位で当番管理職による局内巡回を前年度に引き続き行っている。										
単年度の 効果額見込 及び実績				26年度	27年度			28年度			29年度	
		見込	0.25億円		0.25億円			0.25億円			0.25億円	
				26年度	27年度			28年度			29年度	
		実績	0億円		0.16億円			0.15億円				
評価	28年度	C	課題	事前命令を通じた時間外勤務の必要性の精査								
			改善策	平成29年5月、堺市職員「働き方改革」プラン“SWITCH”を策定。プランでは、時間外勤務のマネジメントを課長レベルから局長レベルに引き上げ、局（区）ごとに設置の時間外勤務管理会議を使いながら、業務の再分配や業務内容の精査などを通じて、時間外勤務の縮減に取り組む。								
評価基準 A:目標を上回って達成 B:目標を概ね達成 C:未達成												
備考	※ 職員数は、年間360時間超の時間外勤務に従事する職員を計上している ※ 数値目標にある職員数や時間外勤務時間数、並びに効果額の算出には、本務以外の勤務（選挙）等のものが含まれる。											